

東日本大震災被災児童等調査業務委託仕様書

1 委託業務の名称

東日本大震災被災児童等調査業務

2 業務の目的

今後の災害におけるこどもに対する支援策の検討等のため、東日本大震災（以下「震災」という。）当時児童で、被災した者が震災当時どのように感じていたか、成長の過程でどんな影響があったかの記憶や、成長した現在の心の状況などについて、インタビューや座談会を実施する。インタビュー等で出た震災に関する「声」を収集及び編集し、報告書を作成するとともに、アーカイブ化し、県のホームページで公表するもの。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月15日まで

4 業務内容

（1）インタビュー及び座談会の実施による対象者の「声」を収集すること。

対 象 者：被災当時子ども（小学生から高校生まで）で、沿岸 15 市町で被災した者

※ 沿岸 15 市町：仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

想定人数：50 人（1 か所あたり 10 人程度の想定）

実施場所：沿岸 15 市町のエリア内で 5 か所程度（5 か所とした場合の想定は下記のとおり）

仙台・仙台近郊：2 か所、気仙沼・南三陸：1 か所

石巻・東松島：1 か所、岩沼・亘理：1 か所

（2）調査結果報告書及びアーカイブ公開用のデータを制作すること。

調査結果報告書について 40 ページ程度で、部数は最低 100 部を想定。

（3）上記 2 の目的に基づき、以下の業務を行うこと。

- ・調査項目の検討及び調査結果報告書の構成案の作成
- ・スチールカメラマン、動画カメラマン、ファシリテーター、インタビュアー及びライター等の必要な人員の手配
- ・調査対象者の選定（受託者が集めることができる人数で可）※上限 20 人
- ・対象者との調査日程の調整（発注者が選定した調査対象者の情報は発注者より提供する）
- ・インタビュー及び座談会の実施（会場の手配を含む）
- ・写真撮影、動画撮影、それぞれのデータの加工
- ・インタビュー及び座談会における調査対象者の発言の文字起こし及び発言者ごとの発言内容の整理
- ・発言の内容やテーマごとの集計及び分析

- ・分析結果も含めた調査結果報告書の原稿作成、編集・デザイン及び製本

【想定する製本仕様】

A4 版 表紙及び本文 4C/4C 印刷 無線綴じ製本

最大で3回の校正を想定

- ・県ホームページ等で公開する動画の作成（必要に応じ音楽やナレーション、テロップ等を盛り込むこと）

【想定する動画仕様】

5～10 分程度の動画 3 本程度

- （4）インタビュー及び座談会の開催に当たっては、発注者及び会場と綿密に調整及び打合せを行うこと。なお、調査対象者への謝金及び旅費は発注者が負担する。
- （5）その他、本業務を円滑に行うための各種事務の調整を行うとともに、下記9（2）のとおり成果物の権利は県に帰属させるため、成果物制作に関する権利関係の許諾について確実に行うこと。
- （6）報告書の掲載内容の詳細は、発注者と協議し決定すること。

5 業務実施体制

業務の実施に当たっては、発注者との連絡調整を迅速に行うことができ、期日までに適正な内容で業務を実施できる体制を整えること。

本委託業務は、個人情報の取扱いを含むので、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。

6 計画書等の提出及び成果物の納品

（1）業務実施計画書

受注後速やかに、業務実施計画書（様式第1号）に以下の内容を記載した書類を添えて発注者に提出すること。また、計画に変更が生ずる場合には、あらかじめ発注者の承認を得ること。

ア 業務実施責任者及び業務従事者の名簿及び担当者の連絡先

イ 4に規定する業務内容の実施内容案

ウ 4に規定する業務の実施スケジュール

（2）成果物の納品

報告書、公表用データ及びそれぞれの加工可能なデータを成果品として令和8年3月15日までに納品すること。

（3）業務完了報告書の作成

すべての業務完了後、令和8年3月15日までに、業務完了報告書（様式第3号）を発注者に提出すること。

7 機密の保持

本業務を通じて知り得た機密情報については、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために

必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

8 個人情報の保護

本業務を履行する上で個人情報を取り扱うこととなるため、プライバシーマークを取得していることを前提とし、個人情報等の管理を適正かつ厳格に行い、個人情報保護法を遵守しなければならない。

9 その他

- (1) 本業務に関しては、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (2) 6の成果物の所有権及び著作権は、発注者に帰属するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が必要に応じて協議の上、決定するものとする。